

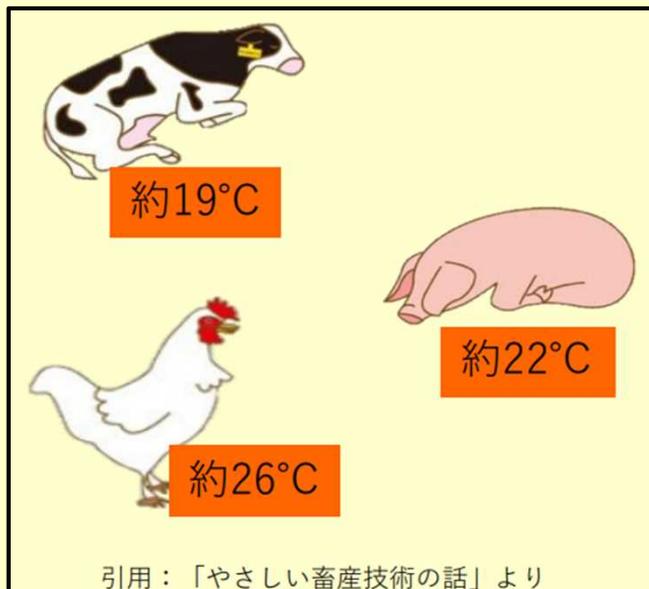
家畜衛生便り

令和7年6月24日発行

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

家畜の暑熱被害に備えましょう

家畜が暑さを感じる温度



畜産への被害

家畜のへい死

乳量の低下

食欲不振

繁殖能力の低下

暑熱被害を防ぐためには、事前の「備え」が重要です



家畜の体感温度の低下に努める。

飼育密度の緩和、換気扇や扇風機による畜体等への送風や散水、散霧を行い家畜の体感温度を低下させることが重要です。



畜舎環境を改善する。

寒冷紗やよしずによる日除け、屋根裏・壁・床への断熱材の設置及び屋根への消石灰の塗布等を行うことが重要です。



飼養管理

良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与をすることが重要です。



飼料作物の管理

夏枯れ等により草勢の低下が見られた場合には、必要に応じて追播や、は種直後の雑草防除等適確な維持管理作業を行うことが重要です。

畜産農家の皆様も、水分・塩分の補給や、涼しい場所での休憩など、**熱中症予防対策**を心がけてください。

速やかな手当金受け取りのためには 日頃からの伝票情報等の整理が重要です

家畜伝染病発生の際、速やかに手当金等の交付を受けるためには、日頃から伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。

家畜の評価に必要となる資料の一例

1 導入に要する費用が分かるもの

- 導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等が必要
- 消費税額が分かる必要あり



2 生産に要する費用が分かるもの

- 当該家畜の生産に係る伝票、およそ直近1年分が必要
- 飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票でも可能
- 生産物の製品化に要する費用については、生産にかかる費用として計上しない
- 消費税額が分かる必要あり



3 出荷に要する費用が分かるもの

- 種類毎におよそ直近1年分が必要
- 通常の平均出荷日齢を確認する必要がある
- 廃用時に販売価格がない場合についても、平均廃用日齢を算出するために必要
- 消費税額が分かる必要あり



物品の評価に必要となる資料の一例

1 販売価格が分かるもの

- 卵や堆肥の通常の販売価格、重量等が分かる資料が必要
- 実際に焼埋却した飼料等に係る伝票が必要
- 消費税額が分かる必要あり



詳細については、農林水産省HPをご覧になるか、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

MAFF
農林水産省

西部家畜保健衛生所吉野川庁舎

TEL 0883-24-2029

農林水産省HP

「手当金の申請に係る必要書類の一覧」 →

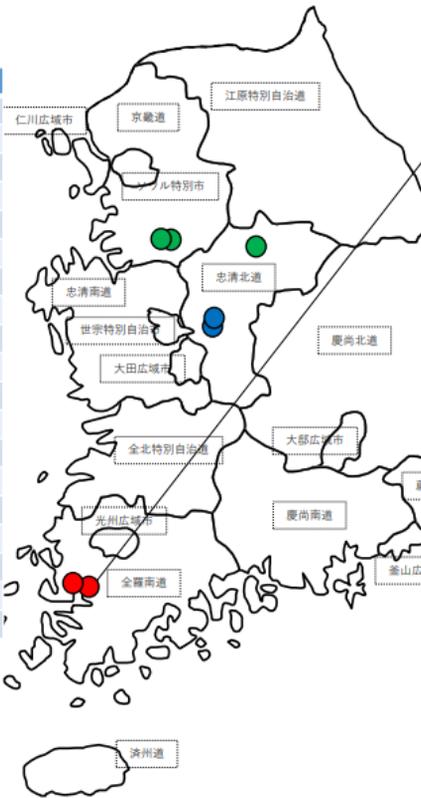


韓国で口蹄疫が発生しています！

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年3月以降）

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。



全羅南道（19件）

- 3月13日（確定日は14日）
霊岩郡 牛：1件（O型）
- 3月14日（確定日は15日）
霊岩郡 牛：3件（O型）
- 3月15日（確定日は16日）
務安郡 牛：1件（判定不能）
- 3月17日
霊岩郡 牛：3件（O型）※
- 3月18日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
- 3月19日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
- 3月20日
霊岩郡 牛：1件（O型）※
- 3月23日
霊岩郡 牛：1件（判定不能）※
- 4月10日
務安郡 豚：2件（O型）※
- 4月12日
務安郡 豚：2件※
- 4月13日
務安郡 豚：1件※

- ：2025年発生地点
- ：2023年発生地点（参考）
- ：2019年発生地点（参考）

2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部、
WOAH、報道情報

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）
とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



<A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

写真：動物衛生研究部門提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、1頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。

連絡先：西部家畜保健衛生所吉野川庁舎 0883-24-2029

ランピースキン病

国内で、2024年11月6日に発生が確認されました

Point

ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスによる牛の伝染病。主に、蚊、ハエ、ダニの媒介による機械的伝播や、感染した牛の移動により感染が拡大します。感染した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、生産性に影響を及ぼします。

ランピースキン病を疑う症状

発熱、鼻汁
皮膚の結節
泌乳量の低下
リンパ節の腫大



疑わしい場合は
直ちに連絡！



写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

ランピースキン病の侵入防止対策

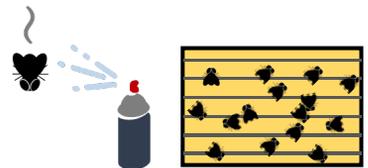
01 毎日の健康観察

早期発見・早期連絡が重要。
疑わしい牛は隔離し、牛の導入、
出荷、移動時は健康観察を徹底。



02 害虫の駆除

殺虫剤の散布とともに、
粘着シート等も活用。



03 清掃・消毒

衛生管理区域内の整理整頓を徹底し、飼養管理に使用する器具や畜舎等の施設は清掃と消毒を実施。

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、**排水基準値をクリアすることが必要**です。

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

<特定施設>
総面積 50m²以上の豚房
総面積 200m²以上の牛房
総面積 500m²以上の馬房

**都道府県 又は
水濁法政令市に
届出が必要です！**

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（**全ての特定事業場が対象**）
アンモニア・アンモニウム化合物
亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等） など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m³以上の特定事業場が対象）
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）・大腸菌群数・**全窒素含有量・全りん含有量** など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値 (令和7年7月1日以降)	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	豚房施設 400mg/L	令和10年9月末	100mg/L 牛房及び馬房施設は 一般排水基準値
全窒素含有量 ※	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和10年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量 ※	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和10年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

※) 全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m³以上の養豚事業場が対象
注) 水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乘せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、

1年に1回以上の測定と記録 と **3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排出水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合 30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排出水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	No.1 排出口		No.2 排出口	
		通常	最大	通常	最大
排出水の汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。

韓国で口蹄疫が発生しています！

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年3月以降）

	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。



全羅南道（19件）

- 3月13日（確定日は14日）
霊岩郡 牛：1件（O型）
- 3月14日（確定日は15日）
霊岩郡 牛：3件（O型）
- 3月15日（確定日は16日）
務安郡 牛：1件（判定不能）
- 3月17日
霊岩郡 牛：3件（O型）※
- 3月18日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
- 3月19日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
- 3月20日
霊岩郡 牛：1件（O型）※
- 3月23日
霊岩郡 牛：1件（判定不能）※
- 4月10日
務安郡 豚：2件（O型）※
- 4月12日
務安郡 豚：2件※
- 4月13日
務安郡 豚：1件※

- : 2025年発生地点
- : 2023年発生地点（参考）
- : 2019年発生地点（参考）

2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部、
WOAH、報道情報

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）
とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



<A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

写真：動物衛生研究部門提供



接種3日目



接種4日目

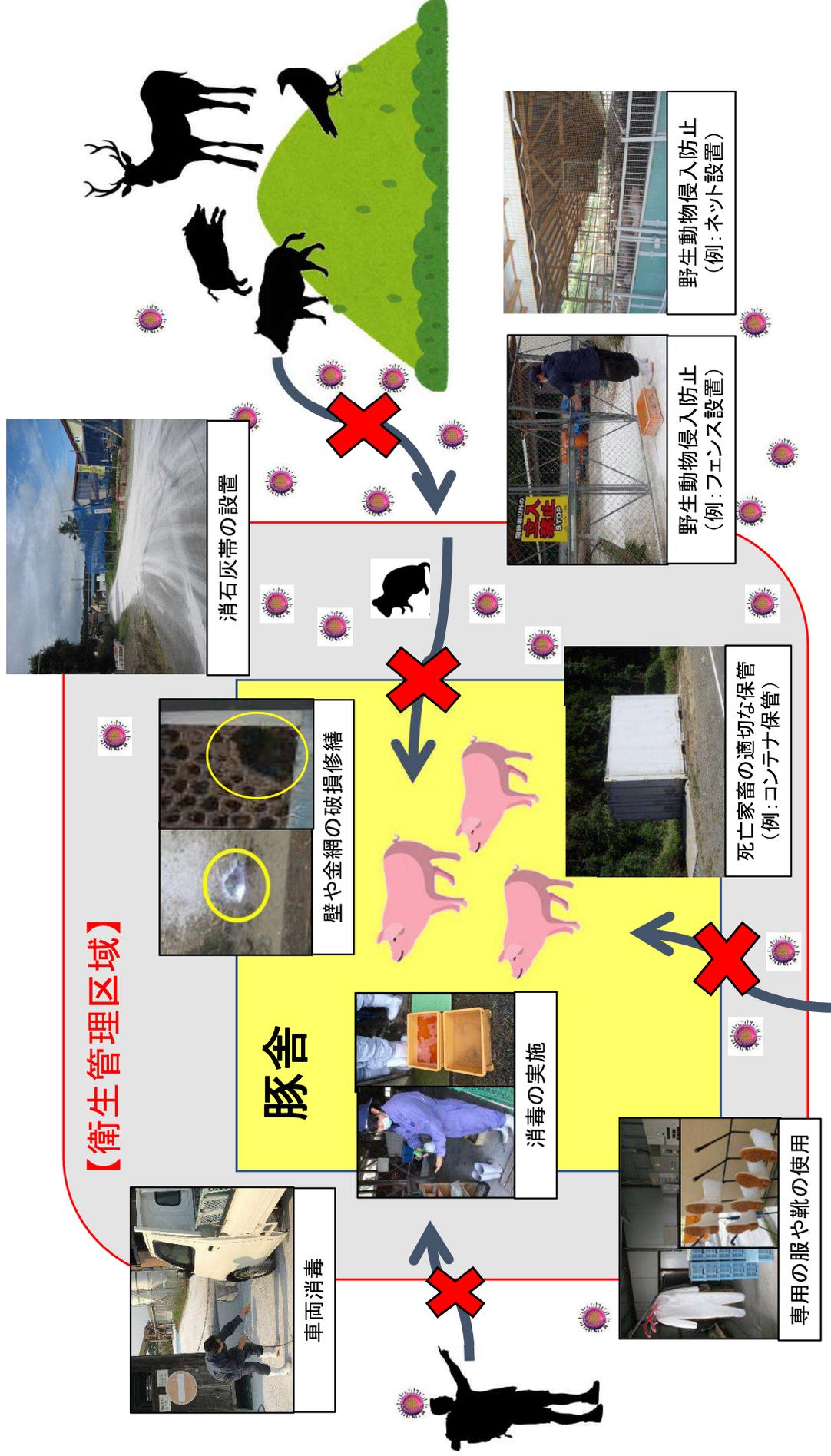
多数の水疱病変を確認

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所に連絡**しましょう。

連絡先：西部家畜保健衛生所吉野川庁舎 0883-24-2029

農場における発生予防対策のポイント

○ 豚熱の発生予防対策として、①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止、②野生動物対策が重要



① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・**衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底**
- ・**衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底**

- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、攪拌しながら摂氏90度以上・60分間以上の加熱処理を徹底

② 野生動物対策

- ・**防護柵の設置等による野生動物侵入防止対策**

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

伝染病予防のため、 飼養衛生管理を徹底しましょう

家きん舎の周囲には、病原体が侵入する経路が多く存在しています。
今一度、**点検・確認**をお願いします！

野鳥等の野生動物の
家きん舎への侵入防止
(防鳥ネットなど)



農場に入る車両の徹底した消毒



小型の野生動物の侵入防止



家きん舎



家きん舎内に入る
人・物の徹底した消毒



野生動物対策

人・物・車両対策



集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも!

(農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→)



飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください
連絡先：西部家畜保健衛生所吉野川庁舎：0883-24-2029